

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款

下線部分が改正箇所

現行	改正後
<p><b>第7条（非課税管理勘定終了時の取扱い）</b></p> <p>1. 非課税管理勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、第5条第2項または前条第2項の規定により非課税管理勘定を廃止する場合には、同各項に定める日に当該非課税管理勘定は終了します。</p> <p>3. 前二項の終了時点で非課税管理勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に            応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>①お客さまから当行に対して第8条第2号に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>②お客さまが当行に特定口座を開設して<u>おり、お客さまから当行に対して施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座</u>への移管</p> <p>③前各号に掲げる場合以外の場合 <u>一般口座</u>への移管</p>	<p><b>第7条（非課税管理勘定終了時の取扱い）</b></p> <p>1. 非課税管理勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、第5条第2項または前条第2項の規定により非課税管理勘定を廃止する場合には、同各項に定める日に当該非課税管理勘定は終了します。</p> <p>3. 前二項の終了時点で非課税管理勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に            応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>①お客さまから当行に対して第8条第2号に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>②お客さまが当行に特定口座を開設して<u>いない場合 一般口座</u>への移管</p> <p>③前各号に掲げる場合以外の場合 <u>特定口座</u>への移管</p> <p><b>4. <u>お客さまが、非課税管理勘定に係る株式投資信託と同一銘柄の株式投資信託を一般口座において保管されている場合には、お客さまは、当該株式投資信託を一般口座へ移管する旨を依頼するものとします。</u></b></p>
<p>付則</p> <p>第1条            この約款は、<u>2017年10月1日</u>より適用します。</p>	<p>付則</p> <p>第1条            この約款は、<u>2018年8月20日</u>より適用します。</p>